

学生の皆さんへ

国際交流委員会

海外渡航をする場合の留意事項

海外では皆さんの想像以上に、治安の状況や流行している病気など、日本とは大きく異なり、出発前の準備から無事に日本に帰国するまで十分な注意が必要です。「自分の身は自分で守る」ことを念頭に置いてください。

海外渡航をする場合の大事な情報を記載していますので、内容をしっかりと確認し、必要な手続きを確実に取ってください。

1. 渡航前

(1) 渡航先周辺の情報収集

渡航先周辺の社会・治安情勢、衛生状況や病気に関する情報、生活習慣・風俗、犯罪傾向・手口など、最新の情報を以下のホームページ等で確認してください。

< 外務省 >

- 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 世界の医療事情 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
- 領事サービスセンター（海外安全相談班）
https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

< 厚生労働省 >

- 感染症・予防接種情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/index.html

(2) パスポートとビザ

渡航先が決まったら、渡航手続きを開始してください。旅券（パスポート）は原則として、住民票のある都道府県の旅券事務所で申請します。ただし、三重県外に住民登録をしていますが、通学のために三重県内に住んでいる人は三重県でパスポートを申請することができます。詳しくは、三重県旅券事務所のホームページ等で確認してください。

同時に、渡航先の国で査証（ビザ）が必要かどうかを各国の大使館や領事館のホームページで確認し、必要な場合は速やかに査証申請手続きを始めてください。手続方法、必要書類、取得までにかかる日数、手数料等の最新情報もホームページで早めに確認しましょう。

< 外務省 >

- 各都道府県旅券事務所 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_6.html
- 駐日外国公館 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>

(3) 航空券

出発日が決まったら、航空券を予約してください。航空券の種類によっては格安なものもありますが、「払い戻しができない」、「期日の変更ができない」、「途中で降機できない」等いくつか制限があるので、購入の際は十分注意してください。値段の安さだけにとらわれず、信用のおける航空会社を選ぶよう情報収集をしておきましょう。

(4) 海外旅行傷害保険

外国では日本で加入している健康保険等は使用できません。怪我や病気で病院にかかった際の治療費は、日本では想像もつかないくらいの高額になることがあるため、出国から帰国までをカバーする保険が必要です。保障内容をしっかり確認の上、出発までに加入しておいてください。

(5) 健康状態の確認

渡航前に健康診断や予防接種を受ける等、自分の健康状態や免疫抗体を把握しておいてください。麻疹の予防接種に関しては、母子手帳を確認のうえ、医療機関で相談することを強くお勧めします。その他病気予防や感染症の情報に関しては以下のホームページ等で確認してください。

< 厚生労働省検疫所 >

- FORTH (For Travelers' Health) <https://www.forth.go.jp/>

また、持病のある人は、かかりつけの医療機関で、英語等での診断書や処方箋を作成してもらい、現地に持参してください。万一の場合に備え、持病について英語等で説明ができるよう準備しておきましょう。

< 三重県予防接種センター >

<https://mie.hosp.go.jp/vaccination/>

(6) パスポートやクレジットカード等のコピー

万一、外国でパスポートやクレジットカード等を紛失した場合でも、あらかじめコピーを取っておくと届け出る時に便利です。また、パスポート等を紛失した場合の届出先の一覧を作成しておくと、緊急の際に迅速に対処できます。

(例: 大使館、領事館、現地警察、クレジットカード会社、航空会社、保険会社等)

(7) 学内手続

海外渡航する際は学内手続が必要です。海外渡航届を千代崎キャンパス学生課へ提出してください。

2. 渡航期間中

(1) 到着連絡

無事現地に到着したことを家族へ知らせましょう。また、万一の場合に備え、日本の家族とは定期的に連絡を取り合うようにしましょう。

(2) 「在留届」の提出および「たびレジ」への登録

外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在する人は、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に、「在留届」を提出することが義務付けられています。また3ヵ月未満の人は、外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録してください。渡航先で事件・事故など思わぬ災害に巻き込まれる事態に遭った場合、日本大使館や総領事館は「在留届」や「たびレジ」の登録をもとに援護活動を行います。

< 外務省 >

●海外へ渡航される皆様へ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

(3) 安全情報の確認

現地での治安情勢や感染症などについては、必ず以下のホームページで最新の情報を入手してください。また、日ごろから緊急連絡先（保険会社サポートデスク等）は身につけておくようにしましょう。

< 外務省 >

●海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●現地の日本大使館または総領事館等のホームページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

(4) 現地での行動

日本とは常識が異なるということをよく理解しておきましょう。周辺的环境や治安情報に気を配り、危険はできる限り避け、あらゆる場面において安全第一を心がけましょう。

- 危険地域に立ち入らない
- 夜は決して1人で出歩かない
- 大金を持ち歩かない
- 安易に見知らぬ人を信用しない
- 薬物使用に巻き込まれない
- 交通ルールを理解する
- 車やバイクの運転はしない

以上